

第2期電線類地中化計画

(電線類地中化推進検討会議報告 平成4年1月17日)

1. 経緯及び現状

電線類の地中化は、昭和60年10月の「キャブシステム研究委員会報告」(以下「委員会報告」という。)に基づき、都市の成熟度が高く、電力及び通信の需要が安定している大都市の中心部の主要道路等を主体として、関係行政機関の支援、地域住民等の協力の下に電線管理者の多大な投資努力及び道路管理者の取組みもあって、当初の計画を大幅に前倒ししつつ、積極的に推進してきた。電線類が地中化された箇所は、いずれにおいても安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等その多様な整備効果について、沿道住民はもとより、地域社会の中で高い評価を得ている。さらに、近年、経済的な発展、価値観の多様化等を背景にゆとりと豊かさが求められる時代を迎え、快適な通行空間の確保、都市景観の向上等の観点から、電線類地中化の社会的要請は一層高まってきている。また、都市の再開発等に合わせた総合的な都市造りの一環として、電線類の地中化を都市計画等との十分な整合性を図りつつ、計画的に推進していく必要性が増加してきている。

2. 基本的考え方

電線類の地中化は、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等の観点から、地域との調和を図りつつ、社会資本整備の一環として、関係者間の密接な協力の下に、整備された推進方策を踏まえ積極的に推進するものとする。

その際、建設費用、需要変動への即応性、事故時の早期復旧の面で留意すべき点もあることにかんがみ、電気事業、電気通信事業等の健全な発展との調和を図るものとする。

3. 地中化地域の範囲の考え方

(1) 地中化実施箇所

地中化実施箇所は、その必要性、整備効果等が高い以下の地中化対象地域の中から選定する。

需要密度及び需要の安定性、施工の難易性並びに景観保持の重要性から委員会報告における地中化地域の範囲に相当する地域。

都市の再開発等に合わせて総合的な都市造りの一環として先行的に地中化を行う、上記の地域となることが見込まれる地域。

上記又はに該当しない地域であって、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等の観点から特に地中化の必要性が高い以下の地域

- ・地域活性化に資する地方都市の主要道路沿道地域
- ・比較的大規模な商業業務地域

- ・地域住民等多数の人が集まる文化施設周辺地域
- ・主要官公庁等事務所が集中しているオフィス街
- ・主要な駅の周辺等街の玄関口を中心とする地域
- ・ニュータウン開発地域
- ・歴史的風土保存・形成地区
- ・都市計画法における風致地区、美観地区
- ・国際観光施設周辺地域

なお、地中化対象地域内に、歩道整備等の事業が行われている箇所、災害時の避難道路等として指定されている道路等が含まれる場合には、具体的な地中化実施箇所の選定過程において実施時期等を考慮することとする。

(2) 地中化の規模

電線類の地中化は、今後、平成 7 年度までの 5 年間で 1,000km 程度を目標に進めるものとする。

4. 地中化の進め方

(1) 地中化の方式

電線類の地中化は、キャブシステム、管路方式等の中から道路管理上の要請、電力・通信の安定供給の確保、収容及び作業空間の確保の観点から施工の難易性、支障物件の状況、経済性等を総合的に評価し、適切な方式を選定する。なお、その際、関係者が協力し、キャブシステムを積極的に採用するよう努めるものとする。

また、管路方式等には、地方自治体が管路設備を整備する方式（以下「自治体管路方式」という。）と電線管理者が単独で実施する方式（以下「単独地中化方式」という。）とがあるが、地方自治体が管理する道路において管路方式を選定する場合には、関係者が協力し、自治体管路方式を原則として採用するよう努めることとする。

(2) 地中化の推進組織

電線類の地中化を実施するに際しては、道路管理者、電線管理者、地方自治体等関係者から成る電線類地中化協議会（全国 10 ブロックごとに設置）において、構成員の意見を十分反映した協議により、地中化の実施箇所等をまとめた 5 年間の基本構想を策定して計画的に進めるものとする。

その際、共架物件及び支障物件の移設調整、工程調整など円滑な地中化の事業実施に資するために、道路管理者、電線管理者、地方自治体等関係者から成る都道府県単位などの地方部会を必要に応じ設置することとする。

5. 費用負担の在り方

電線類地中化に伴う費用については、以下のとおり、道路管理者、電線管理者、地方自治体等で負担するものとする。なお、地中化の費用負担の詳細等については、今後、関係

者間で検討するものとする。

(1) 3(1) 又は の地域

キャブシステム

キャブシステムによる地中化の費用については、電線管理者は各々単独で地中化を行うとした場合に要する費用を基に委員会報告に基づくこれまでの負担方法により算定した額を負担するものとし、残りを道路管理者が負担する。

自治体管路方式

管路設備の材料費及び敷設費を地方自治体が負担し、残りを電線管理者が負担する。

単独地中化方式

全額電線管理者が負担する。

(2) 3(1) の地域であって、需要密度が比較的高位で安定している地域等 3(1) に準じた地域

キャブシステム

道路管理者は、上記(1) の費用に加え、電線管理者の行う設備の移設費用に対して一部保障を行う。

自治体管路方式

上記(1) に同じ

(3) 例えば以下の地域であって、需要密度が比較的低いなど上記(1)又は(2)いずれの地域にも該当しないものの、地中化の実施に係わる技術的問題が回避できる地域については、地中化方式にかかわらず、原則として全額要請者が負担する。

- ・ニュータウン開発地域
- ・歴史的風土保存・形成地区
- ・風致地区・美観地区
- ・国際観光施設周辺地域等

6. 個別課題への対応方策

電線類の地中化を円滑に推進していくため、占用料軽減措置の延長及び拡充、浅層埋設化等の措置を講じるとともに、地中化をさらに推進するための技術的課題等を引き続き検討するものとする。